

日放発 85 号  
平成 20 年 3 月 31 日

厚生労働省保険局 医療課  
課長 原 徳 壽 殿

社団法人日本放射線技師会  
会長 熊谷 和正

## 基本診療料および特掲診療料の施設基準に対する要望事項

平素より本会の活動に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本会は国民に対する医療安全の確保、医療技術を適切に提供するための環境整備に取り組み、昨年度のがん対策基本法施行にも十分に対応すべく疾患の早期発見、早期治療に寄与する観点等を踏まえ、専門技術の向上・安全への推進を行っており、昨年、平成 20 年度診療報酬改定に向けて本会の要望書を提出した次第です。

平成 20 年 3 月 5 日に取りまとめられました「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて」、および「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて」に関しまして、診療放射線技師による画像処理技術、撮影技術、装置の保守管理、精度管理等に関する評価についてご再考頂けるようお願い致します。つきましては、下記の事項について、再度ご検討並びにご配慮を賜りたく、要望いたします。

## 要 望 事 項

### 1. 特定入院料の施設基準等 第 4 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 について

脳卒中患者の増加は大きな問題であり、脳卒中診断についてはコンピュータ断層 (CT) 撮影、磁気共鳴コンピュータ断 (MRI) 層撮影、脳血管造影等の必要な脳画像撮影及び診断が常時行える体制であることは必然的な要件と考えられますが、画像診断に関わるこれらの機器を専門の知識と技術を持って操作、保守管理をしている診療放射線技師の存在実態が反映されず、あたかも機器の一部の如く扱われている現状があります。これらのことから、脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準に「常勤の診療放射線技師が配置されていること」を追加していただけますよう要望いたします。

### 2. 特掲診療料の施設基準等 第 1 2 の 2 医療機器安全管理料 について

医療機器安全管理料 2 に関する施設基準のなかに、「放射線治療に係る医療機器の安全管理、保守点検及び安全使用のための精度管理を専ら担当する技術者」とありますが、放射線治療に関する

機器の安全管理、保守点検及び安全使用のための精度管理はほとんどの施設で診療放射線技師が行っております。このような現状を勘案し、「放射線治療に係る医療機器の安全管理、保守点検及び安全使用のための精度管理を専ら担当する診療放射線技師」と施設基準を変更していただきますよう要望いたします。

### 3. 特掲診療料の施設基準等 第35 冠動脈CT撮影加算 について

冠動脈CT撮影加算の施設基準には装置の設置のみが基準となっており、それを操作するための診療放射線技師の存在が十分反映されておられません。そのため、冠動脈CT撮影加算の施設基準に「常勤の診療放射線技師が配置されていること」を追加していただけますよう要望いたします。

### 4. 特掲診療料の施設基準等 第36 心臓MRI撮影加算 について

心臓MRI撮影加算の施設基準につきましても装置の設置のみが基準となっており、それを操作するための診療放射線技師の存在が十分反映されておられません。そのため、心臓MRI撮影加算の施設基準に「常勤の診療放射線技師が配置されていること」を追加していただけますよう要望いたします。

最後に、良質で診断価値の高い画像を常に提供するためには診療放射線技師の専門的な撮影技術と知識およびそれを維持するための精度管理が必須と考えます。また、放射線治療をはじめこれらの医療機器を専門の知識と高度な技術を持って操作、保守管理をしている診療放射線技師をもっと評価して頂きたいと存じます。

国民に対する医療安全の確保、医療技術を適切に提供するのを本旨とする診療放射線技師の適正なる評価に向けて、今後とも、引き続き継続的かつ定期的に本会と討議の場を提供いただけるように切にお願いいたします。

以上